

ひめしゃら

ひめしゃら法律事務所ニュース

2017年10月25日号

vol.12



ひめしゃら法律事務所 〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL. 042-548-8675 FAX. 042-548-8676
<http://www.himesyara.com>



ひめしゃら法律事務所 対談

ドイツ文学翻訳家 池田 香代子 さん

いろんな人がいて あたり前の社会に

今回のニュース誌上対談は、ドイツ文学翻訳家で「世界がもし100人の村だったら」の著者でもある池田香代子さんをお呼びしました。翻訳家になったきっかけや「9・11」に直面して誕生した「世界がもし100人の村だったら」を読んだ感想、多様性の尊重などについて話し合いました。対談者は藤原真由美、佐々木 洪平、佐野千春の各弁護士と、入矢すずな事務局員です。



自分の好きなことを専門にしちゃう



【藤原】 池田さんは、ドイツ文学の翻訳家をされていますね。どういうきっかけでその道へ？

【池田】 私は昔、都立大でドイツ語を勉強していたんです。2年生の時に自活する必要性に迫られて、勉強をかねて内職でドイツ語の翻訳をはじめたのが本職になっただけ。

【佐々木】 ドイツ文学に魅力を感じて翻訳家になったわけではない？

【池田】 違うんです（笑）。ドイツ語って文法を覚えると一気に中級にまでなっちゃう。で、学費稼ぎに、電話帳で翻訳事務所を調べて次々と履歴書を送ったわけ。そしたら、映画の字幕の翻訳とか文学の翻訳とかを回してくださったんです。10年くらいして、だんだん思想や文学、音楽、美術、そういう自分の好きな分野の翻訳にシフトしていつ、今に至ります。

【入矢】 自分の好きなことを専門の仕事にしていたところがすごい（笑）。全く文化が違う国の言葉を翻訳するときに、心がけていることはありますか。

【池田】 まず、事実関係を調べる。けれど、発想が違うことの意味は、なかなかわからない。それでも、発想の違いにはいつも敏感でいたいと思ってます。たとえば、外国の詩のなかに、「世界」という言

葉の複数形が出て来たりする。
【佐野】 世界って、一つじゃないんですか？

【池田】 昔、ロマン派のノヴァーリスなどは、それを三千世界って訳してるんです。三千の世界って仏教用語なんです。でも、ノヴァーリスは仏教思想をここで言っているわけではないので、仏教用語で置き換えるのはまずい。そういうことを突き詰めていくと、1行も翻訳ができなくなったり（笑）。文化のギャップというのはおもしろいです。でも、その面白さをそっくり訳文にできないのがもどかしい。



いろんな人がいてあたり前の社会に

「世界がもし100人の村だったら」 にかける想い



弁護士 藤原真由美

【佐々木】 池田さんが出された『世界がもし100人の村だったら』が、今や世界中で読まれていますね。どんな思いでこの本を出版されたのですか？

【池田】 この本を出版したのは、2001年の12月なんです。9・11の同時多発テロの後、ベシワールの会(※)の中村哲先生が、アフガニスタンへの緊急募金呼びかけた。私はそれまであまり社会的な事に関心がなかったのですが、中村先生に心を打たれて、ふと「100人の村」のメールを思い出したの。当時、9・11について、自分の気持ちをメールに乗せてやり取りすることがすごく流行っていた。それを絵本に直したら、印税が100万円位はいらぬだろうから、それを中村先生に使ってもらおうと思いついたんです。それが、とんでもなく売れてしまったものだから、「100人村基金」をつくった。

【佐野】 この本が、これだけ売れて

広がった要因は、何だったのでしょうか。

【佐々木】 100人の村って、すごく小さい単位でしょう。統計的に何%とか言われてもピンと来ないけれど、100人の村の中であなただその村の1人ですとされると、社会の問題がすごく身近に感じられるんじゃないかな。

【入矢】 私はこの本を読んで、すごく温かいものを感じました。心が穏やかになって、みんなが日々これを読んだら、争いごとや戦争などもなくなるんじゃないかと思いました。

【池田】 はい。その温かさを感じるひとつに、絵があると思うんです。

【池田】 私が書いたのは「100人の村」ですが、もともとは「1000人の村」で、アメリカの新聞コラムに環境学者のドネラ・メドウズさんたちが書いたものが始まりだったんです。「今のような資源の使い方をしながら経済成長していったら、地球が持ちませんよ」と、70年代初め頃から警鐘を鳴らしていた人です。それが人から人へ伝わるうちに、削られたり付け足されたりして、戦争と平和とか格差とか、広く重点を移していったんです。

【佐野】 「100人の村」の話は、ど



事務局員 入矢すずな

私たちがから見えないようになっていっているんじゃないかしら。その情報の壁にはギザギザがついていて、その気になれば登って向こう側が覗ける



弁護士 佐々木洪平

それがきっかけで、高校の先生たちが授業で生徒たちと平和やテロについて考える材料になった。

【池田】 たとえば、9・11のテロが起きたとき、高校の先生たちが「授業でどう説明したらいいんだろう」とメールで議論していたら、だれかが「こんながあるよ」って、ネットで見つけた「100人の村」を紹介した。

きっと誰かがごはんを分けてあげるもん

【池田】 だけど、この話を小学生に話すと、異議を唱えてくるんです。

「もし100人の村だったら、お腹を空かしている人はいないはずだよ。きっと誰かがご飯を分けてあげるもん」って。それはすごく正しいし、重要なことですよ。

【佐々木】 じゃあなぜ現実の社会ではそういうふうになんないのかな。

【池田】 そこが問題よね。たぶん、社会の中では「情報の壁」があって、私たちが見えないようになっていっているんじゃないかしら。その情報の壁にはギザギザがついていて、その気になれば登って向こう側が覗ける



【佐々木】 そうだとしたら、僕たちは、身の回りに起きている問題を知り、努力をしなくてはなりませんね。そして、もうちょっと背伸びして、できることを具体的に考えることが必要なのですね。

【入矢】 私の娘は知的障害があつて、小学校にがあつてから「問題のない子」とクラスが振り分けられていきます。親としては、いろんな人がいるのが当たり前で育つてほしい。お互いが「関係ない他人」と思わずに、もっと触れ合う機会を創っていかなくちゃと、この本を読んで強く思いました。

【池田】 そうですね。私も小学校

※ ベシワールの会：1983年中村哲医師のパキスタンでの医療活動を支援する目的で結成された国際NGO (NPO) 団体



Profile

池田 香代子 さん

1948年 東京に生まれる。ドイツ文学翻訳家。

1976年 東京都立大学人文学部独文学科在学中に翻訳のアルバイトを始める。卒業後、夫と子どもとともに、エアランゲン大学（旧西ドイツ）へ留学。帰国後、早稲田大学、中央大学等で講師を務める。1998年『猫たちの森』（早川書房）で第1回日独翻訳賞を受賞

2001年9月11日にアメリカで起きた大惨事を受けて社会に目を向けるようになり、現在は、YouTube政治チャンネル「デモクラシータイムス」同人。

主な訳書に『グリム童話集』（全5巻）『エーミールと探偵たち』『ソフィーの世界』『夜と霧』『やさしいことばで日本国憲法』。主な著書として『世界がもし100人の村だったら』。

Ikeda Kayoko



1、2年の間、ずっと自分のイスに座っていたことがないんです。「窓際のトットちゃん」みたいに（笑）。でも、昔の学校だからほったらかしで、それは私にとってプラスだったと思います。

【入矢】「100人の村」も、いろんな人がいて当たり前の村ですよ。



メンバーシップの難しさ

【池田】 そうです。だけど、いろいろな人のメンバーシップって、実際にはすごく難しい。

たとえばドイツの難民問題。ドイツに逃れてきた人たちにドイツ市民と同じ社会福祉を保障するというところで、1年に100万人の難民が入国して、小さな町なんか「財政的にお手上げです」と言っている。「私たちでさえ社会保障が手薄なのに、なぜ難民は手厚く保護されるんだ」と。社会保障を受けるメンバーシップとは誰なのかが、小さな町の道一本隔てた難民のアパートと、それまでの居住者の間で問題になっていますね。

【佐野】 なぜメルケル首相は難民受け入れにそこまで積極的なのでしょうか？

【池田】 それは、憲法（基本法）16条のAが、「難民は受け入れること」



って決めているからなんですね。メルケル

さんはこの憲法を何としても守ろうとしているわけ。でも他方、批判している人たちは、「憲法をつくったときには100万人も難民が流入する事態など想定していなかったはずだ」と主張する。メルケル首相が憲法になぜこだわるかというと、基本法16条のAは、第二次世界大戦へのお詫びだからなんですね。ナチスドイツがフランスを占領したために膨大な難民を出し

デモクラシータイムスはじめた



弁護士 佐野千春

人、まだまだ多様な人種を受け入れることができないでいるし、国内ですら多様な意見や立場を尊重する文化が浸透していないように思います。



【佐野】 池田さんは、「情報の壁」を取り除くために「デモクラTV」をはじめそうですね。

【池田】 はい。でも会費制のデモクラTVはやめて、「デモクラシータイムス」というのをYouTubeで始めました。無料チャンネルですが、志のある方々にはカンパをお願いしています。4月から始めて3カ月で登録者数が5000を超えました。1万を超えるYouTubeのスタジオが使えるそうです。クレールカメラもあって、本格的ですよ。何とかそこまで行きたいと思っています。

てしまったことのお詫びとして、もし世界で難民が出たら、今度は私たちの国が受け入れますと宣言した。だから、16条のAは、日本という憲法第9条と同じような位置づけで言っている。

【藤原】 日本では、難民申請が1年にたった28件しか認められておらず（2016年の申請者10,901

【佐々木】 では、まず登録をしまし

よう。無料ですから（笑）。情報の壁を低くするために自分たちがメディアを使うのはとても有効ですよ。私たちも法律事務所としてやるべきことはやっていきたいと思っていますので、もし何かお力になれることがあれば、いつでも。

【池田】 そういつていただけるととても心強いです。

【藤原】 今日は本当にありがとうございました。



秋の野に咲きたる花を指折り数ふれば七種の花、
萩の花、尾花、葛花、なでしこの花、女郎花また
藤袴、あさがほの花 (万葉集山上憶良)

クズは秋の七草の一つで、秋には藤に似た赤紫の花が咲きます。山の斜面や道路わき、空き地などいたる所に生える大形で丈夫な多年生のつる状の草木。つるは木にからみ、大きな葉で木をおおって日光をさえぎり、陰になった木は衰弱して枯れるため、雑草として嫌われてもいます。
日本名のクズは、クズカズラの略であるともいいますが、一説には大和(奈良県)の国栖(クズ)の人が葛粉をつくって売りに来たのでクズと言うようになったともいわれています。

静子の 山菜・野草レシピ③



Shizuko Cooking

弁護士 杉井 静子



春の七草は摘んで食用にしますが、秋の七草は花を愛でるとともに薬草として尊ばれてきました。なでしこは利尿剤、フジバカマは皮膚のかゆみをとる浴用剤。あさがおとよばれるキキョウは扁桃炎やのどの痛みに効果があります。そしてクズの根っこには「葛根湯」という風邪によく効く漢方薬として知られていますね。

クズは薬草というだけでなく、葉もつる先も花も食べられます。根からはクズ粉(でんぷん)が採れます。本葛(吉野葛)といわれています。

料理法 《若葉やつる先》

春先に出る若葉、つる先は春だけでなく初秋でもやわらかい部分は食べられます。

あえ物

ゆでて水にさらし、水切りをした後で酢みそあえや、ゴマあえなどにします。



天ぷら

つる先は1本ずつあるいは、2〜3本まとめて衣を付けて揚げます。これがコクがあって美味! おすすめです。

《花》

咲き始めの八分咲きぐらいのものを花房ごと摘みます。色が赤紫できれいなだけでなく、濃厚な甘い香りがします。

酢の物

花房をしごいて、花びらにして酢をたらした湯でゆでて、三杯酢に。

クズの花入りクズ湯

クズ湯にしょうが汁をたらし、花びらを入れて混ぜます。



成年後見について 安心して老後を迎えるために



弁護士 岸 敦子

つかもしれない成年後見制度をご紹介します。

● 成年後見とは?

成年後見とは、精神障害や認知症などにより判断能力が不十分な人(以下では「本人」といいます)を支援する制度です。本人の判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助の3つの類型がありますが、ここでは、最も利用件数の多い後見をご紹介します。

成年後見を利用すると、法務局に後見の利用が登記されます。後見人は、本人の代わりに介護サービスの利用契約を締結したり銀行口座を管理したりすることができ、尊重して職務をおこないますが、権限が強力ですので、裁判所の監督を受けます。後見人は裁判所への定期的な報告が義務付けられ、後見監督人にも職務を監督されることがあります(任意後見では監督人が必須です)。また、後見制度支援信託という、口座の開設や出金について裁判所の関与が必須の特殊な銀行口座を利用することもあります。

以前は本人の親族が後見人になることが多かったのですが、最近は弁護士や司法書士などの専門家の後見人が多いです。

後見には、任意後見と法定後見の二種類があります。

● 任意後見とは?

任意後見は、将来、判断能力が不十分になるときのために、準備しておく制度です。判断能力があるうちに、将来自分の判断能力



高橋 梯二 さん プロフィール

国税審議会臨時委員

1944年生まれ

1967年東京大学経済学部卒業 同年農林省入省

国際連合FAO日本事務所長、東京大学農学部非常勤講師などを経て、現在、国税審議会臨時委員（酒類の地理的表示担当）

フランクフルト大学法学博士

新しい知的財産権をごぞんじですか？

— 農産物の地理的表示制度 —

たかはし ていじ

国税審議会臨時委員 高橋 梯二 さん

本年7月、日本とEUとの経済連携協定が大枠で合意されました。この合意の意義についてはいろいろな解釈もありますが、目立つのは、EUの自動車関税の撤廃とワインとチーズの日本の関税撤廃・引下げとの取引でしょう。かつては絶大な国際競争力を誇った日本の工業製品は

今や日本農業を守るほどの余裕がなく、農業を犠牲にしなければならなくなっています。

■ 農産物の地理的表示制度

このように、もはや関税で農業を守り続けるのが難しくなる情勢の中、日本は2015年になってようやく地理的表示制度を導入しました。20世紀初期に西ヨーロッパで法制化が始まった新しい知的財産権制度です。産品としては「シャンペン」、「パルマハム」、「パルメザン」などワイン、食肉加工品、チーズなど世界の多くの人のおいしいと認める食品が対象になっています。これは、長年の農業生産の歴史の中で、形成されてきており、「農産物は産地の自然の賜物であり、産地を限定し、その自然の力を最大限利用し、化学物質など産地以外からのものを何も加えない自然な製法による生産を行えば、工業的手法では得られない産地の特色を持つおいしい食品ができる」という思想に依っています。

このような産品の産地名称について国際的に保護（使

用の禁止）することについては、アメリカ等農業の歴史が浅い国は強く反対しました。すでに、自国の産品にこれらのヨーロッパ産地の名称を使用していたからでもあります。しかし、1994年に終結したウルグアイラウンドでアメリカ等も国際的な知的財産権として保護することで妥協し、国際協定が成立しました。

■ 日本農業の再生にむけて

日本でも、産地をベースにした高品質の産品はそれなりにあります。「神戸ビーフ」もその一例です。アメリカでは「アメリカ和牛神戸ビーフ風」と銘打って販売されているとも聞いており、日本での地理的表示登録によってこのような表示の禁止を世界に求めることが可能となりました。「日本酒」も登録され、海外で「japanese sake」などの名称使用の禁止を求めることができます。

日本では地理的表示制度の利用によって、他人が使用できない産地ブランドの形成と多様な農業、さらには農業者の所得の確保が期待できます。これは農業の合理化（規模の拡大）による競争力の強化とは次元の異なる手法です。

しかし、地理的表示の実施（保護）に当たっては、多様な方式が国際協定上認められており、国際的に意見の違いや対立も激しいのが現実です。政府間交渉や、民間レベルでの訴訟も多く、難しい制度でもあります。しかし、日本で地理的表示制度を発展させ、大規模・合理的な農業とは異なる多様な農業が生き残れる道が開けていくことが望まれます。

● 法定後見とは？

これに対して法定後見は、現在、既に判断能力が不十分になっている方のための制度です。その方の親族などが後見の開始を求めて裁判所に申立てをしますが、誰が後見人になるのかは裁判所が決めます（申立の時に人選の希望を言うことはできますが、通らないこともあります）。後見人の報酬の額も、裁判所が決めます（ご本人の財産額に応じて決まるのが基本で、1から数万円のことが多いですが、財産のない方でも利用は可能です）。法定後見の長所は、誰でも利用できることです。任意後見のように公正証書を作っておく必要はありません。現に認知症などによりご自分で財産を管理することができないようなご親族がいられる場合は、法定後見の利用をご検討いただきたいと思います。

● 当事務所にお気軽に相談を！

当事務所では後見はもちろん、遺言や相続問題などのご相談も幅広くお受けしております。お電話でご予約の上、お気軽にご来所下さい。

所員のつぶやき



弁護士 佐々木 洪平
Sasaki Kouhei

NEW FACE!

はじめまして。1月に入所しました。地図を見るのが好きで、よく道路地図やグーグルマップを眺めています。地図を見ながら珍しい地名や不思議な地名を見つけたり、地形を想像したりします。歴史好きでもあるので城跡や寺社などにも興味が有り、地図上で城跡や寺社を見つけては、そこまでドライブに出

かけたりします。

ドライブしていて偶然見つけた寺社などに立ち寄るのも様々な発見があります。実際にその土地に行くことで、その土地の地形を確認でき、その歴史を知ることができるので面白いです。

事務所学習会での私の話とそれをめぐる討論をブックレットにまとめて頂きましたが、それを読んだあるジャーナリストから「あの時（1970年前後）の政治の動きと安倍政権の憲法攻撃が同根・同質であることに気づきました」という便りが届きました。「青法協に対する攻撃は、突き詰めれば憲法に対する攻撃でした」と、当時の局面を司法の部内にとどめない大きな視点を示しています。なるほどと思います。「あの時」のような国民運動の盛り上がりや安倍改憲阻止に向けても再現したい。

弁護士になってからずっと入れてもらっていた地元企業のサッカーチームが解散して消滅してしまいました。そのためサッカー自体はやる機会がなくなりましたが、そのチームの繋がりやフットサルに呼んでもらうようになり、今は月に1、2回、フットサルをやるようになりました。サッカーの時は1、2ヶ月に1回、時期によってはないこともあったので、運動する機会としてはむしろ増えたかもしれません。日本酒を飲んでばっかりいないで、できるだけ運動したいと思います。



弁護士 宮本 康昭
Miyamoto Yasuaki



弁護士 松縄 昌幸
Matsunawa Masayuki

昨年に引き続き車の話です。夫の実家は福岡です。ここ数年、盆正月の帰省に車を利用しています。東京から福岡まで約1200km。夫と私が交代で運転します。なかなか大変ですが、SA（サービスエリア）でご当地の美味しいものが頂けると思えば、なかなか楽しいものです。毎回立ち寄るのは、新東名高速の沿津駿河湾SA。遠くに駿河湾が見渡せ、海の幸も楽しめてお気に入りです。また昨年の帰省では、瀬戸内海に浮かぶ大久野島に立ち寄ってみました。ここは、戦時中は毒ガス製造の島だったという悲しい歴史がありますが、現在はウサギが700羽以上生息する観光地となっています。長男にとって歴史の勉強になりましたし、また長男次男ともに大のウサギ好きなので大喜びでした。そしてまた夏がやってきました。体調を万全に整えて帰省にのぞみたいと思います。最後に一番大事なこと、無事故無違反を忘れてはいけません。



弁護士 佐野 千春
Sano Chiharu

NEW FACE!

「自分のこれから」をどうするか決める時、いつも心が動いた方になってきました。自分の心を大切に生きる方は、ストレスや後悔が少ないように思います。やりたいと思ったとき、じっくり頭で思考するとなかなか行動に移すことはできませんが、心に正直であるとする行動できます。弁護士になろうと決めたのも、心が動いたからでした。弁護士は、「他人のこれから」に関わる仕事なので、心に加えて精一杯頭も働かせなければと思っています。これからどうぞよろしくお願いいたします。

裁判員裁判がはじまり、早くも、8年が経ちました。辞退者が多いことや実務的にはいろいろ課題も指摘されていますが、落ち着いた運用にもなっているように窥えます。なかなか連続的開廷を傍聴するという事は難しいといえは難しいのですが、各裁判所の開廷予定がHPで公開されるようにもなっていますので、是非裁判所に足を運んでみていただきたいと思います。傍聴席からも、被告人の主張と検察官の主張を具体的に比較検討することが可能なはずですし、裁判を国民が担うということの意味を実感できるのではないかと思います。



弁護士 大出 良知
Ode Yoshitomo

「ハローグッドバイ！」

今年の春から、鳩のカップルが家のベランダにやってきて、すみっこに居座るようになりました。「巣をつくってひなが生まれたりしたら、鳴き声がうるさいし、糞でベランダがめちゃ汚くなるわよ。」という友人のアドバイスにしたがい、網を張ったりして奮闘してみたものの、その甲斐なし。母親の鳩は、しっかりと卵を2個生んで、追い払おうとする私の足もとにすり寄ってはお辞儀をして哀願するのです！そのいじらしさに思わず胸キュンしてしまった私は、方針を転換。卵がかえり、ひなが巣を飛び立つまで待とう……。ところが、生まれた2羽のひなは、いつまでも飛び立とうとせず、羽を寄せ合ってぬくぬく。ひなの自立を支援しない親鳩のふがいなさにしびれを切らした私は、ついに実力行使し、ほうきでひなをすくい上げ、下から支えながらの飛行訓練を実施するはめに。その甲斐あってか、8月某日、鳩の家族は無事に我が家から巣立っていきました。あー、やれやれ……。



弁護士 藤原 真由美
Fujiwara Mayumi



事務局 高村 早苗
Takamura Sanae

今年の6月の週末、事務所恒
例行事『山菜パーティ』が杉井厳一
先生、静子先生の別荘で行われました。

先発隊として、蓼科の野山や沢に分け入り、わらびをはじめ、は
じめて聞く名前の山菜、野草を夢中で採ってきました。久しぶりに
心と体がワクワク…!手足の擦り傷にも気づかないくらい夢中になっ
て、幼い頃のわんぱく心を思い出すようでした。

静子先生に山菜にまつわる話や料理を
指南していただいた時間、みんな
で食卓を囲んだ時間、手料理
の数々はとても味わい深
く、心に残る思い出
となりました。

弁護士 杉井 厳一
Sugii Genichi

ひめしゃら法律事務所
ブックレット「あのとき裁判
所は？ 宮本裁判官再任拒否事件
を語る」がやっと完成しました。宮本
さんの傘寿祝いをしなければと思いながら、現
在に至ってしまいました。宮本さんの本文はいうま
でもありませんが、カットにした写真は現物はあまり知られていないものです。

かって宮本さんと一緒に弁護士事務所を開いていた元裁判官から次のよう
なお手紙をいただきました。「何年も宮本先生と事務所を共にしながら司法の
危機の発端となった事件について語り合ったことがないのに改めて愕然と
しました。知っているつもりでした。」「今回読んで始めて知ったこと
も沢山ありますし、その背景を突き詰めて考えてこなかった
点も沢山ありました。」私も同感です。

趣味でオーケストラをやっています。比較
的出番が少ない打楽器パートですが、だからといっ
て簡単なものではありません。指揮者、他の奏者、
楽譜を見ながら演奏するので目を使い、周囲と自分の
音を聴くので耳を使い、演奏のために身体のあちこち
の筋肉を使います。音が客席に届くまでの時差も考え
なければなりません。同時並行ですので結構なマルチタ
スクです。特に私は運動神経が鈍く動作が遅いので、頭
で思った通りに動くことができず、毎回悪戦苦闘で
す。それでも生の楽器の音の魅力にとりつかれ、
周囲の迷惑顧みずに続けています。

弁護士 岸 敦子
Kishi Atsuko

7月に実家がある北海道に帰省した。帰
省理由は同じ街に住んでいた祖父（父方の親）
の17回忌の法事があるためだ。祖母は今も健在で
98歳である。いまだに僕が会いに行くこと「ツット（僕
のこと）、よく来たな。また大きくなったんじゃないの」
と毎度必ず同じセリフを言う。それに対して僕も「そう
なんだ、自分でも自分の成長を抑えきれなくてさ」
とお決まりのやりとりをするのが恒例になっている。
そんな祖母はどんどん小さくなり、喋らなくなっ
てきた。一方で妹の子ども達はどんどん大きくなり、大人の仲間入
りをする年齢に達し成長著しい。

僕はというと40代中盤で相変わらず四苦八苦している。

事務局 入矢 すずな
Iriya Suzuna



ウドがどっさり/蓼科にて

「母」 私の母は当時としては珍
しく“高齢出産”で私を産んでくれた。
その時の母と、今年私は同じ歳になる。
母が大事にしていた朝顔の浴衣が戦争で燃えてしまったという話
しを、私は子供の頃に聞いて胸が苦しくなったことを覚えている。
とても働き者で、後期高齢者になった今でも仕事をしている。『自分一
人でも生活できるようにきちんと仕事をしなさい』母の口癖だ。

事務局 中野 すみれ
Nakano Sumire

私は朝、学校に行く息子を『いってらっし
ゃい』と送り出した後、そそくさと用意
をして電車に乗り込み途中下車をす
る。母とコーヒーを飲み、たわいな
い話をして、今度は先に仕事に向
かう私を『いってらっしゅい』
と送り出してくれる。そんな
平穏な時間がしあわせだ。

弁護士 杉井 静子
Sugii Shizuko

権力者による「ウソ」「言い逃れ」
が横行しているこの頃、事実をどうい
う言葉で人々に伝えるかが大事になってい
ると思う。その点で大いに参考になったのが福岡
伸一さんの著書『生物と無生物のあいだ』。帯に「読
み始めたら止まらない」とあるようにとにかく面白い。同時
に生物学という専門分野の話が素人にも分かりやすく書かれてい
る。その中で印象に残ったのは「生物には時間がある。その内
部には常に不可逆的な時間の流れがある」ということ。一
日一日を大切に生きることを改めて胸にとめた。



弁護士 杉野 公彦
Sugino Kimihiko

毎年どこかしらで実施している
講演について、今年は相続、遺言そし
てエンディングノートについて講演する機
会がありました。

男女とも平均寿命が延び、また、ライフスタ
イルが多様化する中、どのように生き、そしてど
のような終末を迎えたいかということの選択
肢が増えていくということは当然の流れとも
言え、エンディングノートについての関心は
高まっているのかなと思います。

皆様の終活が皆様のご意志に沿ったものになる支援を常に
できるように、今年も、「レベルは高くも敷居は低い」弁
護士であり続けたいと考えております。



司法書士・事務局
長 井 健治
Nagai Kenji

早いものでひめしゃらで働き
始めてから6年が経とうとしていま
す。入所直前に産声をあげた長女も4月
からは小学生です。週末に事務所に連れて
来ていた頃は隣の公園で遊んだり、近くに
大型ショッピングモールがオープンしてから
はお昼ご飯を食べに行ったりと、彼女も楽しん
で来てくれていました（仕事が捗ったかは別問
題ですが）。来年からは友だちと過ごす機会が
多くなるのでしょうか、今年中にふたりでフランス旅行
をしようと約束しているので何とか実現しようと思
います。私自身も、多感な時期を過ごした地へ
の再訪を楽しみたいです。



事務局 日下 努
Kusaka Tsutomu



サブリース契約の危険性

弁護士 杉野 公彦

不 動産のサブリース契約とは、簡単に言うとオーナーが不動産会社に物件を貸し出し、不動産会社が入居者へ転貸する仕組みのことです。サブリース契約の場合、不動産を管理委託する場合と異なり、オーナーはサブリース会社に貸し出すのであり、直接入居者と契約することにはなりません。ですので、仮に空室の場合でも家賃が保証されるというメリットがあります。

し かし、実際、サブリース契約の場合、①サブリース会社との借り上げ家賃が見直され、思ったような利益が上らない。②解約の場合、多額の違約金を請求されるという厳しい条項が契約書に盛り込まれている、③そもそも自分の物件なのに誰が住んでいるのかも分からないので、サブリース契約を解約した場合、入居者から直接家賃を受け取ることが難しい、④家賃がサブリース会社から支払われず、いつの間にか倒産してしまった、といったリスクがあります。メリットだけに目を引かれて、安易に不動産会社とサブリース契約をしてしまうと、大きな損失やトラブルに巻き込まれるケースも増加していると言えます。

私もサブリース契約を締結したものの、不動産会社が色々理由をつけては家賃を滞納し、その滞納金で100万円を超えてしまったオーナー方のご依頼を受け、未収家賃を全額回収すると共に、サブリース会社を信用のおける会社に変更させたこともあります。

サ ブリース契約に関しては、そのメリットデメリットを十分ご理解いただき、トラブルが生じた場合、当事務所の法律相談をご利用ください。

編集後記

■ 自身6回目のニュース編集担当です。今回の特集はドイツ文学翻訳家の池田香代子さんにお越しいただきました。傍らで対談を聞いていて、こんな時代だからこそ多様性の重要性を実感しました。

■ ここ数年で当事務所ニュースの評判を時々伺うことがあります。「法律事務所ニュースでは日本で一番」と言っていたいた方もいました。編集メンバーの一人としてやりがいを感じます。

■ 伊吹勝美弁護士が4月末に退所しました。新たな場所での活躍を期待しております。(K)



横田基地騒音公害訴訟

賠償責任認めるも差止め・将来請求認めず

今年の10月11日、横田基地の周辺住民1077人が静かな夜を求めて、米軍機および自衛隊機の午後7時～午前7時の飛行差止め、騒音被害に対する過去分および将来分の損害賠償を請求していた横田基地騒音公害訴訟の判決が、東京地裁立川支部で出されました。飛行差止め、騒音被害に対する将来請求分は認められませんが、過去の騒音被害について国の賠償責任が認められ、過去の同訴訟の賠償水準を上回る約6億2000万円の支払いを国に命じました。

(写真左端：佐々木洪平弁護士)

ひめしゃらブックレット No.1

あのかき裁判所は？

— 宮本元裁判官再任拒否事件を語る —



1部 500円



当事務所所属の宮本康昭弁護士が“あのかき”の元裁判官です。司法反動の頂点ともいわれた再任拒否事件、その前後の状況を宮本弁護士が赤裸々に語っています。貴重かつ興味深い事実満載です。

※注文申込書は当事務所のホームページからダウンロードできます

法律相談受付

平日(月～金)

午前10～12時、午後1～5時

第2、第4の土曜日

午前10～12時

相談料

1時間以内 5,400円(税込)

※夜間相談をご希望の方は、ご相談に応じます。
※都合によって変更することがございます。

